

5月の税務カレンダー

- ☆個人の県民税市民税特別徴収額の通知
- ☆自動車税の納税・・・5/31
- ☆4月分源泉所得税住民税の納税・・・5/10
- ☆平成30年3月決算法人の確定申告
- ☆9月決算法人の中間申告(法人・消費)



【税務耳より情報】

平成30年の税制改正により「事業承継税制」が大きく変わります。制度の導入後、適用要件が厳しいため、なかなか活用できなかった「事業承継税制」。今回の改正で税制適用後のリスクを軽減して活用しやすい内容となりました。

○事業承継時に贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」について5年以内に特例承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象として抜本的に拡充

○①対象株式数、猶予割合の拡大②対象者の拡大③雇用要件の弾力化④新たな減免制度の創設等

新しく改正された制度ですので、詳細については、職員にお尋ねください。



《社労士法人よりお知らせ》

時間外・休日労働(36協定)について

労働基準法36条に基づき、会社は法定労働時間(主な場合1日8時間、週40時間)を超える時間外労働を命じる場合、労働者代表などと書面による協定(36協定)を結び、労働基準監督署に届け出ることが必要です。残業代を支払っていただければいい。というわけではありません。また事業所の規模も関係ありません。違反した場合、罰則規定もあります。

締結していない、締結しているけど届出していない。等ありましたら、届出をお願いします。この協定は毎年締結、届出が必要です。

締結に際し、わからないことがございましたら会計担当者を通じ、ご相談ください。

労働契約法が改正されました

以前にも掲載しましたが、平成25年4月1日に改正労働契約法が施行され、「無期転換ルール」が制定されました。無期転換ルールとは、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月施行から5年を迎える平成30年4月1日以降に開始した有期労働契約(パート・アルバイト問わず)が対象です。多くの有期契約労働者の方に、無期転換申込権の発生が見込まれます。無期転換ルールの適用にあ

たっては、有期雇用特別措置法により、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者等については、都道府県労働局長の認定を受けることで、無期転換申込み権が発生しないとする特例が設けられています。詳細は厚生労働省のホームページに掲載されております。

《ちょっとランチタイム》

今日のランチ紹介は、加須市の玄蕃ファームさんです。(住所:加須市大越865 電話0480-69-1231 定休日は月曜日 営業時間10:30~17:00) 利根川の近くのカフェですが、ガーデニング用品や苗などお庭に関するもろもろの相談にもものってくれます。玄蕃ファームさんのお庭は、ガーデン雑誌に載るような素敵なお庭です。ヤギやニワトリなどもお子様連れにも人気です。写真は、ピザ窯で焼いたピザ。地元野菜のピザは週末のみの提供です。5月の晴天の中、ちょっと遠出して美味しいピザはいかがでしょうか。



《事務所トピック》

4月15日日曜日に「平成31年10月より消費税増税!どうする?」というテーマで消費税学習会を開催しました。弊社新事務所の1階セミナー室でお客様6名所員3名の参加のもと、滝山税理士の熱の入った消費税の講演を聞き、その後個別相談会を開催しました。消費税事業者以外は商取引から排除される可能性や免税事業者への支払いが仕入税額控除できない問題などわかりやすい説明と好評でした。次回セミナーは、8月「事業承継を考える(仮題)」を予定しています。参加をお待ちしております。(W・K)



ばら(シンデレラ)